

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	アイヌ文化交流センター送迎バス試験運行等業務
発 注 課	市民文化局市民生活部アイヌ施策課
選 定 事 業 者	株式会社じょうてつ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、アイヌ文化交流センター（以下「センター」という。）のアクセス向上及び誘客促進のため、札幌市市営地下鉄南北線真駒内駅前とセンター間を結ぶ送迎バスを試験運行するとともに、効果的な広報やデータ集計を行う業務である。</p> <p>業務の実施に当たっては、送迎バスを安全かつ確実に運行するための車両や停留所等の資材及び運転手等の人員体制を備えている必要がある。</p> <p>加えて、効果的な広報に当たっては、センター方面を訪れる予定の市民や観光客の目に留まる広報媒体を有している必要があるとともに、当課が試験運行の効果測定、ニーズ検証等を行う上で必要となる、既存路線バスの乗降者数も含めたデータ集計ができる組織体制を有していることが求められる。</p> <p>これらの条件を満たし、適切に業務を履行できるのは、同区間を運行する唯一の路線バス事業者である株式会社じょうてつのみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年4月16日